中央環境審議会大気・騒音振動部会の小委員会の設置について

平成25年7月12日部会決定 平成26年4月18日改正 平成27年6月9日改正 平成28年〇月〇日改正

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定) 第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会大気・騒音振動部会に置く小委 員会について次のとおり定める。

- 1 中央環境審議会大気・騒音振動部会に、次の小委員会を置く。
 - (1) 自動車排出ガス総合対策小委員会
 - (2) 水銀大気排出対策小委員会
- 2 自動車排出ガス総合対策小委員会は、自動車排出ガスに関する総合的な対 策に関する事項を審議する。
- 3 水銀大気排出対策小委員会は、水銀の大気への排出に関する対策に関する 事項を審議する。
- 4.3 小委員会の決議は、中央環境審議会大気・騒音振動部会部会長の同意を 得て、大気・騒音振動部会の決議とすることができる。
- 5-4 中央環境審議会大気・騒音振動部会長は、小委員会に出席し、意見を述べることができる。